

東海第二発電所の新規制基準適合性審査等の結果に係る住民説明会 議事録

水戸会場：日時 平成 31 年 2 月 17 日（日）15:00～17:15
場所 駿優教育会館

個人情報保護の観点から、一般の方の個人名は伏せ字にしております。

○司会

本日は、多数の皆様にご参加をいただきまして誠にありがとうございます。

定刻となりましたので、ただいまから、東海第二発電所の新規制基準適合性審査等の結果に係る住民説明会を開会いたします。

私は、本日の司会進行を務めさせていただきます〇〇と申します。どうぞよろしく願いいたします。

初めに、茨城県から、今回の説明会の趣旨をご説明させていただきます。

○山崎原子力安全対策課長

県の原子力安全対策課長の山崎でございます。

本日は、ご多用の中をお集まりいただきましてありがとうございます。

まず、私のほうから、今回の説明会の趣旨と、そして、避難計画に関する意見をいつ聞いていくのか、そして、再稼働問題についていつ聞いていくのかということについてご説明をさせていただきます。

こちらのパワーポイントでご説明させていただきますけれども、お手元に同じ紙をご用意しておりますので、そちらをご覧くださいてもよろしいかと思えます。

まず、今回の説明会の趣旨でございますが、この青い枠のところでございます。大きく趣旨が2つございますけれども、2つ目のぼつです。まず1つ目、今回、原子力規制庁からの審査の結果を聞くことによって、また質疑を行うことによって、安全対策に関する理解を深めていただくというのがまず1点でございます。

もう1点は、3つ目のぼつになりますけれども、今回の説明会でいろいろ出していただいたご意見について、県の原子力安全対策委員会のほうでこれを検証するということを考えてございます。そして、その検証の結果を県民の皆様へ情報として提供させていただく。そして、その際は、どういった災害やどういった事故に対応できる安全対策になっているのかといった観点から情報提供をさせていただこうと考えてございますけれども、それをもとに、県民の皆様へ、お一人お一人に、再稼働問題について考えていただくと考えているところでございます。

次に、広域避難計画に関するご意見についてでございます。この黄色い枠の1つ目でございますけれども、こちらについては、今、国と県と市町村で策定を進めておりますが、まだ

課題が多く、解決できていない点も多いものですから、まだ県民の皆様のご意見を聞ける段階にはございません。

しかし、当然、その実効性の確保という観点からすれば、県民の皆様のご意見を聞いていくことが不可欠でございます。

したがって、東海第二地域全体の避難計画ということになります。この策定のめどがついた段階で、県民の皆様のご意見を伺う場を設けてまいりたいというふうに考えているところでございます。

そして、再稼働問題に関するご意見について、これが黄色い枠の2つ目でございますけれども、これにつきましては、知事は常々言っておりますけれども、安全性の検証と実効性のある避難計画、まずこれを策定した上で、その情報を県民の皆様にご提供させていただいた上で、県民の皆様のご意見を伺っていきたい。それをもとに、知事として再稼働問題について判断してまいりたいと、こういったことを知事は常々言っているところでございます。

この県民のご意見を聞く方法については、現在まだ検討中ではございますけれども、その前提となる安全性の検証と実効性のある避難計画の策定を、スケジュールありきではなく、期限を設けることなく取り組んでいるところでございます。

このように、県民の皆様のご意見を伺うことについては、まず、安全性の検証の段階で一度お伺いし、そして、広域避難計画に関してお伺いし、そして、再稼働問題に関する段階でまたご意見をお伺いするというふうに3段階で伺いたいと考えてございます。

もちろん、広域避難計画に関するご意見とか再稼働問題に関するご意見についても、現段階でも個別に県の方にご意見をお寄せいただければ、国や市町村とご意見を共有させていただいて、避難計画の策定などの参考にさせていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

このように、3段階で、県としては、再稼働問題について検討を進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひをいたします。

○住民A

ただいまの件について質問がありますので、発言させてください。

○山崎原子力安全対策課長

それでは、時間の関係もございまして、この1点でご質問は終わりとさせていただきますので、よろしくお願ひをいたします。

○住民A

今までも、説明会の際に、県民の側から、こういった再稼働や避難計画のことについて要望があったかと思ひます。

今、詳しく県民の意見を聞くということで説明していただきましたが、やはりそれは公開の場で行っていただきたいということは今までも要求してきたかと思ひます。本日も同様にお願いしたいと思ひます。

それと、意見を聞く範囲が、今回のような6市村のみではなく、やはり30キロ圏内の14

市町村に広げること及び避難民の受け入れを考えると、県内全域にまで広げていただきたいというふうに求めます。

そして、今日が最後ですし、今まで、全ての説明会において、恐らく、県民のどなたかがこのように要望してきたかと思うので、これらの要求をしたことに関して、お答えを、この場で、可能であればいただきたいということと、もしこの場で回答することが無理であれば、いつ頃に、例えば、説明会の場を設けるであるとか、もう少し具体的なご回答をいただきたいと思います。

○山崎原子力安全対策課長

それでは、この後の規制庁さんの安全対策に関する説明の関係もございますので、先ほども申しましたように、この1点だけお答えさせていただくということでご理解をいただければというふうに思います。

まず、今のご質問、まず、1点目は、広域避難計画に関する意見について、公開の場で聞いていくべきだというお話をされましたけれども、その聞く方法については、例えば、住民説明会とかいろいろな方法があると思いますけれども、避難計画が策定できた段階で、その内容とか、特に熟度などを踏まえながら最適な方法を選択してまいりたいというふうに考えてはございますが、直接、県民の皆様の意見を伺える場にしてまいりたいと考えておりますので、その点、ご理解をいただければと思うところです。住民説明会の形をとるのか、直接県民のご意見を伺える場としてほかの方法もあり得るのか、そういった方法を探りながら、いずれにしろ、県民の方の意見を直接伺える場にしてまいりたいと思います。

もう1点、再稼働問題に関するご意見につきましては、これはいろいろな考え方がございます。知事もいろいろな方のご意見を聞きながら、現段階ではまだ熟考しているところでございますので、現段階でこの方法というのを明言することはできませんけれども、知事としては、しかるべきタイミングでそういった方法を打ち出していきたいというふうに申しておりますので、ご理解をいただければと思います。

また、今回の安全対策に関する住民説明会、これは6カ所でやっておりますけれども、14市町村の住民の方を対象に実施しているところでございます。

そしてまた、当日、空席等があれば、30キロ圏外の県民の方もご参加いただくというような形にしております。

こういった形を参考にしながら、広域避難に関するご意見を伺う場合、そして、再稼働問題に関するご意見を伺う場合、それを参考に検討させていただきますので、ご理解をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

先ほど申しましたように、この後、原子力規制庁さんの説明がございましたので、ここで終わりにさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

【原子力規制庁説明】

※後日、掲載いたします。

○司会

ご説明ありがとうございました。

それでは、これより質疑のお時間に移らせていただきます。

なお、本日の説明会の終了予定時刻は午後5時となっておりますが、なるべく多くの質疑時間をお取りするために、説明会のお時間を少し延長しまして、5時15分まで質疑のお時間とさせていただきます。

その間、なるべく多くの皆様からご質問をお受けしたいと存じますので、お一人当たりのご質問は1問まで、また、概ねの所要時間を3分とさせていただきますと存じます。

また、ご質問の内容は、冒頭で県から今回の住民説明会の趣旨をご説明させていただきましたが、本日の説明内容である原子力規制委員会の審査に関する事項とさせていただきますので、よろしくお願ひ申し上げます。

それでは、ご質問をお受けいたします。

ご質問のある方は挙手をお願いいたします。

ご指名の後に、マイクを持った係員が向かいますので、お手数ですが、お近くの通路まで出ていただきまして、係員が向けたマイクに向かってご質問をお願いいたします。

また、質疑の様子は、個人情報等の管理に十分配慮した上で、原則発言のままを議事録としまして、後日、県のホームページに公開させていただきますので、あらかじめご了承ください。

それでは、まいります。

では、こちらのブロックからお願いいたします。

○住民B

今、縷々、新規制基準に沿って説明をいただきましたけれども、その内容は多岐にわたって専門的な部分もあって、大変難しいものがありました。

それで、私が聞きたい端的なことでお聞きしたいと思います。

その審査の結果、東海第二原発は絶対安全と言えるようになったのでしょうか。私が電気に求めることは、快適に暮らせる生活ということなんですよね。ところが、その電気を生み出すべく、原発が、一度、過酷事故を起こしたとなると、その快適な生活を奪いますし、例えば仕事のところも奪っています。あえて言えばふるさとまで奪ってしまう状態なのです。

その範囲は広範囲にわたって何十万ということで影響を及ぼします。だからこそ原発は絶対安全でなければならないと思っているわけなんです。

改めてお聞きします。東海第二原発は、審査の結果、適合したなんて言わないで、安全かどうかをお聞かせください。

以上です。

○原子力規制庁

お答えします。

本日、これまでも幾つかご説明した中で、まず、私どもがその審査の基準といたしました新規制基準、こちらにつきましては、福島原発事故の教訓を踏まえて大幅に強化をしたということをご説明いたしました。私ども、大幅に強化いたしました基準に対しまして、適合していることを確認し、今回、許可をしているところでございます。

この基準につきましては、世界的にも先行している諸外国の基準等も参考にいたしまして、強化をいたしまして、東海第二発電所につきましても大幅に安全性というものは向上したものであるというふうに考えてございます。

ただ、一方で、では、絶対的に安全なのか、事故を起こさないのかといったことに対してのご質問でございますけれども、事故が起きないといったリスクはゼロなのかということにつきましては、私ども、何度も求めた対策について何らかの理由で機能しない、あるいは機能が失われた場合に備えてということを何度かご説明してございますけれども、想定できないものも想定をして、次の対策といったものを求めてはおりますけれども、そうはいつでも、では絶対に事故が起きないものなのかといったことに対して、私どもとして、それに対しては、そういうものではなくて、事故の起こり得るリスクというのは、福島事故を踏まえて、相当程度、かなり低く抑え込んでいるとは思いますが、ゼロではないということをお聞きいただくと同じようなご質問を他の会場でいただいたところに対してご説明をしてきているところでございます。

○住民B

今の答えは規制委員会の皆様方の論理だと思うんですよ。私たち住民の論理は平穩に暮らしたいということなんですよ。ところが、最近、20年延長を受けまして、原電の方はどう言っているかといいますと、住民の皆様方に放射能汚染させることはない。あとは平穩な生活を脅かすことはないなどと言っているんですよ。それはもう既にご存じだと思いますけれども、こういう原電に対して、20年延長、もう既に出したんですけれども、20年延長を認めないということではどうですか。住民はそのことを望んでいます。

○原子力規制庁

事業者のほうについての言及もございましたので、申し上げますと、先ほど、ゼロではないというふうには申し上げましたが、私たちもゼロになるようにその基準というものを常に見直して、新しい知見があれば、基準を見直して、そして、その基準をそれまで許可をしている事業者に対しても新たに求め直すといったバックフィット、こういった制度面も整備をいたしました。規制側もそのような努力もしますし、事業者は、当然、常に安全性が向上することを自分たちの努力を行っていくことは大前提でございます。

そういった制度のもとで、今回、新たに基準もつくられ、私ども、審査をしたということでございます。

○司会

それでは、次の方、前列のそちらの前のジャケットの方、お願いいたします。

○住民c

常陸太田市の〇〇と申します。

幸いに、20年、大きな事故もなくして運転が終了した場合、もしくは途中で大きな事故を起こした場合には、莫大な量の放射性の廃棄物が発生するわけなんですけど、これについて、規制委員会として、今回、審査されたのかどうか。いずれ、ものすごく長い期間、強い放射能を管理しないといけないのですが、一体、何年間、管理するつもりでいるのか。その管理の責任者、主体はどこなのかということをお教えください。

○原子力規制庁

原子力発電所の廃止措置についてのご質問と思うのですが、通常運転を終了した施設の廃止ではなくて、事故を起こした施設の廃止についてのご質問についてということでしょうか。

○住民c

20年の運転を認可したわけですから、20年後には当然廃止措置が発生するわけですね。ですから、そのことも含めて。

○原子力規制庁

原子力発電所の規制の大まかな流れは、今日、設計のところまでのご説明したんですけれども、そして、延長についてもご説明しました。

その後、20年経過後は、新たに廃止措置計画というものを事業者のほうから申請をさせて、私ども、その計画が基準に適合しているかといったことについてまた新たに審査をすることになります。廃止措置を講じようとするときは、あらかじめそれが20年後に至る前からその申請を提出することは法律で決められてございます。(注：廃止措置計画の申請時期に関する発言において誤りがあったことから下線部を訂正しました。)

○住民c

大きな事故がなくて20年たったときに、廃止措置が発生するときには、とにかく原子炉の使用済の燃料も含めて、莫大な量の放射性廃棄物が発生することは明らかなわけですから、運転を認可する、再延長を認めるということは、その後始末をきちんと規制委員会としても評価した上で、これで大丈夫だよということがはっきりしないと、どの事業もそうなんですけど、普通は認可できないと思うんですね。

○原子力規制庁

規制庁の正岡です。

ご指摘の事故の状況というものは、福島みたいな大きな事故から、もっと大きなものもありますし、それぞれの個別のケース・バイ・ケースでいろいろな状態が考えられると思って

いまして、通常ではない事故後の廃止措置については、例えば、福島でいうと、特定施設ということは別の管理になっておりまして、そういう状況はケース・バイ・ケースで異なるもので、それぞれについて状況を踏まえて、そのときに適切な判断をしていくものだと思っています。

○住民C

では、規制庁としては、そのところはもう責任放棄ということになるわけですが、そういう認識でよろしいわけですか。

○原子力規制庁

先ほど山口のほうから説明がありましたけれども、運転を停止するときには廃止措置計画を認可することとなっております。その中には、きちんと放射性物質をどのように管理するのかということ、当然、明確にすることとなっております。それで、そういう確認事項をきちんと審査、あるいは、実際に廃止措置段階に入れば、検査しつつ、きちんと管理されているということを管理していくこととなっております。

○事務局

誠に恐れ入ります。本日は、原子力規制委員会の新規制基準適合性審査の結果に関するご質問とさせていただきたいと存じます。放射性廃棄物の問題、当然ながら、再稼働問題と切っても切れない話だと思いますし、その辺は、今後、しっかりと確認をしていくことになると考えておりますので、ぜひご理解をいただきたいと思っております。

○司会

では、次の方、お願いいたします。

では、後ろのブロック、通路より真ん中にいらっしゃる女性の方、お願いします。

○住民D

水戸の〇〇といたします。

資料の85ページの経理的基礎の点について質問したいと思っております。

説明がなかったもので、お聞きしたいんですけども、許可の基準の一つとして、発電用原子炉を設置するために必要な経理的基礎があることを要求というふうにあるんですが、この説明を読むと、工事費用についてのことは書いてあるんですけども、日本原電の経理的基盤がどうなっているかについて具体的なことが全く書かれていないので、原電さんが本当にこれからやっていく基盤があるのかどうか、これを読んでも全くわかりません。

というのが、日本原電さんの住民説明会に行くと、何か事故があったときの補償が最終的には国がやってくれるから、そういうふうに説明をされるんですね。そういう状況で、工事費用は借入れをしないと、それも債務保証がないと受けられない、すごい危ない会社というふうにこれを見ると読めるんですけども、事故が起きたときの保証も全くない状態で動かそうと。これは合格ですと言われても私たちは全く納得ができません。

国が出すということは私たちの税金です。私たちはもしかすると避難をしなければならない状況に追い込まれます。私たちの税金と暮らしを担保に合格としたことにすごく怒り

を禁じ得ません。この審査、もう1回やり直してほしい。そういうふうに思います。

○原子力規制庁

経理的基礎についてのお尋ねでございますけれども、85ページのほうにお示ししておりますけれども、原子炉設置変更許可の際に、私どもが確認をいたします項目の一つとして、事業者はその工事を行うための経理的基礎があることを確認することとなっております。まさに今申し上げたとおり、工事を行うために必要な資金の見積もりがなされていたり、その資金を確保するための見通しが得られているか、こういったことを確認したことから、今回、許可に至ったものでございます。

今ご質問のありました原電の経営的なもの、事業基盤的なもの、こういったものにつきましては、今申し上げた工事のための資金以外のお話ですので、私どもの審査のほうでは特にそこは審査の対象とはしてございません。

そして、事故時の賠償につきましても、原子力損害賠償の制度が別途設けられてございますので、そちらのほうで手当てされるものと考えてございます。

○司会

では、次の方、お願いいたします。

では、こちらのブロックから、上の段の真ん中の白いセーターの女性の方、お願いいたします。眼鏡の女性の方、お願いいたします。

○住民E

東海村から来ました〇〇といたします。

実は、初日、東海村でした。そして、私、今日、会場にいらっしゃる方の人数とか、これまでも何か所か、私、心配で参加して状況を聞いてきました。

それと、私の背景には、1,800を超す方たちが、この東海第二原発再稼働させてほしくないという思いをお持ちの方がいらっしゃいます。ですから、今日のこういう説明会になかなか来られないという方がたくさんいらっしゃるのですよね。

そういう中で、この説明会が終わったから次の段階に進むのだということになっていくのかなと思うんですが、ただ、私は、東海村で、50ページの「止める」、「冷やす」、「閉じ込める」、その閉じ込めができなくなったときに、次の51ページのところですけども、放水砲で水をかけて、漏れた放射能を打ち落とすというんですが、この打ち落とすのは、どれくらいのパワーで打ち落とせるのかと原電に確認したのかと聞いたら、それはしていないということなんですね。

今まで、「止める」、「冷やす」、「閉じ込める」、閉じ込めるが完全にできないことは、福島原発の事故が起きた後ですから、当然、閉じ込めることはではなくなっているんですよ。そういう中で、これが何パーセントかということを確認できない。だから、放出されてしまうことが、そのときの状況がどの程度なのかという確認がされていないというお答えをいただいたんですから、私たち、本当に命がかかっているんだということとか、それから、本当にこの生活を守ってほしいんだと。だから、私自身は動かさないことが一番安全なんだとい

うふうに思うんですが、この安全が確保されないということが明らかなんですよね。ですから、これは審査はやり直すべきだというふうに思いますし、先ほども絶対的な安全はないということを言われました。そういう中で、私たちの暮らしをこれでいいですよと預けるわけにはいきません。ですから、きちんともう一度やり直すということが必要だし、むしろもう動かさないというふうに決めていただきたいというふうに思います。ぜひお願いしたいと思います。

○原子力規制庁

先ほどの大規模損壊時の放出の抑制についてのお尋ねということだと思いますけれども、前回、東海村のほうでのご質問に対して、お答えは申し上げているんですけども、審査におきましては、可搬型の代替注水大型ポンプによります放水の流量ですとか、それから、放水砲の放水角度などを踏まえると、原子炉建屋屋上まで放水できるといったことは確認をしております。

一方で、規制基準におきましては、放射性物質の除去効果に係る要求はございませんけれども、放水によります効果等につきましては、空気中の微粒子状の放射性物質が降雨により捉えられるといった効果があることも知られてございますから、雨量に比べて多量の水量が確保できる放水砲、こういったものによりまして拡散の抑制効果があるものと判断しているところでございます。

○原子力規制庁

規制庁の角谷ですけれども、今の点で、1点、補足をさせていただきます。

今、51 ページのところですけども、前のページの50 ページのところをご覧いただきたいんですけども、これは説明の中で山口のほうからも説明をさせていただきましたけれども、一番左側のほうにある、そもそも従来の要求範囲というところで書かれている重大事故の発生を防止というところで、今回、自然現象とか火災等とか、そういったことへの対策を強化しまして、まずは、そもそも事故を起こさせないということを対策として強化してございます。

ただ、ここで事故の発生を防止するというところで対策を終えてしまうと、結局、福島第一原子力発電所の事故のときにもありましたように、仮に重大事故が発生した場合に、何ら対策が講じられなくなってしまうという反省がございますので、今回はそこをさらに重大事故の発生を想定します。重大事故の発生を想定した結果、その中でさらに「止める」、「冷やす」、「閉じ込める」という対策を重大事故等対策ということで求めておりまして、この対策も今回の審査の中で確認をしております。

それでもなおという形で、その対策をしたにもかかわらず放射性物質が出てしまった場合にどうするかというところで、今回の放水砲という形で、放射性物質をなるべく敷地外に出さないような形で低減をさせるための対策という位置づけでございますので、その部分だけ見ると、確認が甘いんじゃないかというふうに感じ取られるかもしれないんですけども、その対策の位置づけというのをご理解いただければというふうに思います。

○司会

では、次の方、お願いいたします。

一番前の男性の方、お願いいたします。

○住民F

先日の説明会の中でもちょっとお話したんですけれども、原子力規制委員会というのは、名称は規制委員会になっていますけれども、実際にやっていることは原子力の推進委員会、国の意向を踏まえた、いかに原発を再稼働に持っていくかということに重点を置いた活動になっているのではないかと。

まず、東海原発がどういう立地条件のもとに現在あるのかということのをちょっと考えてもらいたいと思うんですね。30キロ圏に96万人が住んでいる。そして、そういう立地条件の中で、今の東海原発というものがなかったと仮定した場合に、新たにこの東海地区に原発をつくるということになった場合に、原発をつくってもいいよという結論が導かれる可能性というのはゼロだと思うんですね。

そういうことから考えれば、もうつくって動かしてきたらしょうがないという。だから再稼働を認めていくんだということは、この30キロ圏に多くの住民を抱えた東海第二原発の再稼働という立地上では非常に大きな問題を抱えているし、規制委員会としてはそれを絶対に認めることができないことではないかと思うんです。

それで、規制委員会さんの考えていることは、未必の故意という、自らが事故の発生を望むということはないけれども、たとえ事故の発生があってもやむを得ないと。それは規制委員会の預かることなく、そういう万が一事故の発生があっても仕方がないことだという姿勢になっているのではないかと思うんですね。

ですから、原発行政を担当する部署として、あっても仕方がないんだとか、そういう未必の故意と言われるような態度は絶対とってはいけないというふうに思いますし、元に戻って、東海第二は立地する条件もないし、再稼働する条件ももともとないんだという立場での再度の検討をお願いしたいと思います。

以上です。

○司会

ご質問は、具体的にはいかがでしょう。ご意見のみでよろしいでしょうか。

○住民F

規制委員会がどういうふうに考えているか。

○原子力規制庁

再稼働についてのお尋ねと、それから、立地の条件を満たしていないのではないかというご意見というふうに承りましたけれども、まず、前者につきましては、私ども、今日、ご説明申し上げたとおり、私どもの新規制基準に対して、東海第二発電所がその基準を満足しているかどうかといったことについて確認をさせていただきます。

その結果、再稼働するのかどうかの議論については、私どもは直接の所掌外であるという

ことを冒頭申し上げたとおりでございます。

立地の条件につきましても、事故発生防止の中で、さまざまな自然環境などについて、それを想定する規模等が適切に確認されているかということを確認してございます。そういった意味では、想定される自然現象等の規模等については、基準に適合しているといったことは確認してございます。

○原子力規制庁

規制庁の宮本ですけれども、先ほど、推進の話を言われたと思いますが、我々は、新規制基準に対して適合していることを確認したものであって、推進しているというものではありません。

以上です。

○司会

では、次の方、お願いいたします。

では、一番端の壁際のスーツの方、お願いいたします。

○住民G

水戸市に住む〇〇と申します。

先ほど、女性の方から質問がありました 85 ページの経理的基礎の話の続きなんですけれども、例えば、家庭だって、資金をかければ、耐震工事をやったり、あるいは防火工事をやったりということで施設は強化できるんだろうと思います。要するに、それを実施できる財政的な裏づけがあるかどうかということが、今、ずっと説明をいただいた対策をやる上で重要なことなのであって、したがって、85 ページのような経理的基礎があるかどうかということが、今、お話をされた裏づけになってくるものだろうと思います。

その上で、85 ページの記載には、原子炉等規制法第 43 条の 3 の 6 における許可の基準の一つとしてというふうに書いてあります。その下には、1,740 億円の今回の対策工事に係る資金についてというふうにも読めるのですが、この原子炉等規制法の同条の規定というのは、原子力の会社を運営するそのものの求められる経理的基礎の根拠条文だろうというふうに思います。

そこでお尋ねをしたいんですけれども、今回、85 ページの記載では、この許可の基準として、経理的基礎を判断されたというふうに書いてあるんですが、それは1,740 億円の工事の裏づけのみならず、日本原電という会社が存立する経営的な安定をしているのかどうかということも含めた審査であったのかどうか、その点についてお尋ねをしたいと思います。これが保証されない限りは、私たち地元に住生活する者として、この会社の運転はとて認められないというふうに思っておりますので、よろしくお尋ねをいたします。

○原子力規制庁

経理的基礎についての再度のお尋ねでございますけれども、先ほどもちょっと申し上げたんですけれども、基本的に、原子炉設置変更許可申請の場合に確認する経理的基礎というのは、当該工事を行い得るために必要な資金がちゃんと見積もられているか、そして、その

必要な資金を確保するだけの見通しが得られているかということについて確認することとされています。

ですので、今回、こちらにもございますけれども、1,740億円という必要な工事資金に対して、それを確保するために、日本原子力発電は、東京電力、あるいは東北電力といったところからの資金の支援等を得て確保する見通しがありますというような説明、申請になってございましたので、その内容等を確認いたしまして、私どもはその許可をしているところございます。

ただ、一方で、では、その許可後の例えば経営的な問題であるとか、日本原子力発電の会社の事業的なことについては、先ほど申し上げましたけれども、少なくとも今回の私どもの原子炉等規制法に基づく原子炉設置変更許可の中で見るべきこととはされておられません。

○住民G

では、お尋ねをしますが、私たち地元の住民としては、工事が終わって全てではないと思うんですよ。それは、万一、例えば、100万年炉で100万ベクレルを超えるような事故のリスクを低減していこうという今回の新規制基準の厳しい審査なんだろうと思いますが、であっても、先ほどあったように、事故の可能性というのはゼロではないとなった場合には、当然、私たち住民が避難をした場合の賠償を初め、事業者がさまざまな責任を負うということであれば、経営の安定性というのは絶対的に私たちが要求をしなければならない事業者の責任だろうというふうに思っております。

では、今回の審査の中でそれが判断されていないということであれば、これは担当部署は規制委員会ではないのか、これは経済産業省なのかどうか、その辺のそもそも日本原電の経理的基礎があるかどうかというのを見るのは規制委員会の仕事なのでしょうか。どうなんでしょうか。その点をお尋ねしたいと思います。

○原子力規制庁

経理的基礎につきましては、私どもが確認したのは、原子炉等規制法という原子炉を設置して運転をするための規制の一環として確認をさせていただいています。

今のご質問につきましては、そもそも一民間企業である日本原子力発電という会社が健全な経営ができているのかとか、必要な資金はちゃんと確保した後も、返済とかそういった基礎があるのかといったことのご質問ですけれども、そういったところにつきましては、少なくとも原子炉等規制法において所管しているものではございませんので、私どものほうで特に確認すべき、あるいは責任を持つべき対象とはなっていないというのが先ほどのお答えの繰り返しになります。

○原子力規制庁

規制庁の角谷ですけれども、今の説明の補足をさせていただきます。

今回の設置変更許可の段階での確認ということで、山口から先ほど申し上げたとおり、今回の設置変更に係る工事に要する資金ということで1,740億円を確認しております、これは設置変更許可の段階で見るとはそういうことになっていて、今後また保安規定の認

可とかそういったこともあって、設備とかを維持していくとか、そういった取り組みについても今後審査をしていくことになるんですけども、実際に仮に発電所が動き出して、施設の保全という形で設備が維持されているかということも事業者自ら確認をして、そういったことが設備を安全に維持できないという状況になれば、当然、原子力発電所としては運転を継続できなくなりますので、そういった形は後段の規制のほうで運転段階の安全規制とか、そういったところは見えていくという形になります。

○司会

では、次の方にまいります。

それでは、後ろのブロックの女性の方、ジャケットを着られている。

○住民H

21 ページの基準地震動について伺います。

最大が 1,009gal ということなんですけれども、東日本大震災の想定が一番大きいとおっしゃったんですが、東日本大震災では、私はつくばから来ているんですけども、つくば市のほうでも 1,200gal を超えていました。この 1,009gal というのは、一体、震源はどこと想定して 1,009gal なのか。そして、全体の基準地震動を超える力がかかる可能性は何パーセントと想定されているのか教えてください。

それから、同じく基準地震動で、そのすぐ上に 2004 年北海道留萌支庁南部地震による基準地震動に各種の不確かさをと書いていますけれども、この北海道留萌支庁南部地震がどこで起きると想定してこの基準地震動を計算されての基準なのか教えてください。

もう一つ、先ほどの 51 ページの放水砲ですけれども、これは原子炉建屋の破損口を見つけて、そしてこの放水砲で水をかけることになっていますが、実際にこういう事故が起きた場合に、破損口というのはどのようにして見つけるのか。見つかるまでに破損口が穴が開いてからどれぐらい時間がかかると想定されているのか教えてください。

○原子力規制庁

地震・津波担当の小山田でございます。

まず、最初にご質問のありました基準地震動の 1,009gal ですけれども、20 ページをご覧くださいませでしょうか。

計算におきましてこういったモデルを設定して、さらに SMGA と呼ばれる強震動生成域というのを敷地に一番近づけたというかなり保守的な設定を置いて設定したものでございまして、その結果というのがこの 1,009gal というような結果になったというものでございます。

それから、発生のパーセンテージというのについては、特段、審査を行うようになってございませぬので、そのお答えはお控えさせていただきます。

○原子力規制庁

原子力規制庁の三井と申します。

基準地震動を超える地震の発生確率というご質問があったかと思うんですけども、私

ども、それはどのぐらいの頻度で起こり得るものかというものは一応評価をしております、これは参考値ではあるんですけども、今回の基準地震動の場合は、1万年に1回程度の地震というふうに想定をしております。

あと、特定せずの留萌地震をどこに想定して評価をしているのかというお話があったんですけども、こちらは、冒頭にも説明をさせていただいたんですけども、敷地の地下に解放基盤表面というものを設定しまして、マイナス 370 メートルというようなご説明をさせていただきましたけれども、そこに留萌の地震の地震動を入力した上で評価をしているということなので、敷地の下で起こった場合というふうに回答させていただきます。

私からは以上になります。

○原子力規制庁

3番目に、放水のことについて、抑制についてご質問いただきましたけれども、51 ページでございます放射性物質の拡散の抑制につきましては、この対策に至るまでに発生させない、発生した後においても「止める」、「冷やす」、「閉じ込める」といった対策、さらに、功を奏しなかった場合のさらなる対策等を求めているものでございまして、この段階になりますと、例えば、事故の具体的な想定するケースも、今、この段階では想定することは困難でありまして、そもそも放出した場合の抑制を図るといったことを求めていますので、そういった観点から、具体的に、その効果であったりとか、その時間的なものであったりとか、そういった定量的な評価までを行っているものではございません。

○住民H

そうすると、一体、その破損口が破れてからどれぐらいの時間がかかって発見できるかがわからないのに、何パーセントの汚染を防げるかと計算できないですよね。だからさっきの質問に答えられなかったんですか。

そのことと、実際に1,009galでおさまるかどうかということは非常に重要な問題だと思うんですけども、1万年に1回というのは、本当にそれぐらいだと思われているんですか。毎年、大きな地震が、あちこちで、活断層もないところで非常に起きていますよね。その計算の仕方を見直すべきという考えはないのでしょうか。

○原子力規制庁

原子力規制庁の角谷です。

先ほどの放水砲の件ですけども、説明が繰り返しになるんですけども、まず、放水砲を使うときの位置づけというのを先ほど私からも山口からも説明をさせていただきましたけれども、最終的にいろいろ対策を重大事故の発生を防止というところから始めて、それでも重大事故が発生した場合というのを想定して、それで「止める」、「冷やす」、「閉じ込める」の対策を強化して、それでも放出をしてしまったときに、何も打つ手がなくならないようにしなければいけないと。対策がそこで止まってしまっただけではいけないということで、放射性物質の放出を想定して、抑えるための対策として放水砲というものを要求しておりますので、この位置づけというところでご理解をいただければと思います。

○原子力規制庁

地震のほうの回答をさせていただきますけれども、基準地震動以上の地震が起こらないのかと。確率としては、先ほど申し上げたとおり、1万年に1回程度の地震というふうに評価させていただきますけれども、当然、その可能性自体が全くゼロですというふうには言い切れないというところがございます、それが起こった場合でも、重大事故対策ということで、何重の対策もしているということにしているところでございます。

あと、地震がどこで起こるか分からないと。地震の評価は大丈夫なのかというお話があったんですけれども、先ほど、特定せずという地震動を評価しますという説明があったかと思うんですけれども、こちらは、要するに、地震の場合、大きな地震だと、地表面に断層があらわれるといったような形で痕跡が出るんですけれども、地表に痕跡が出ない地震というものがあることは事実でございます、それを想定した地震が特定せずの地震の評価ということになっておりまして、こちらもなるべくこの敷地に影響が大きくなるような形で評価をする形になっていまして、全国どこでも起こり得る地震についても評価の対象としているというのが回答になります。

以上になります。

○司会

では、続いての方、一番後ろの男性の方、お願いいたします。

○住民 I

水戸市の〇〇といたします。

テロのことでちょっとお聞きしたいんですけれども、その前に、この新規制基準ですか、私の頭では全部理解できません。素朴な疑問を一つだけお尋ねしたいと思います。

テロのことで、今の日本国民は平和ぼけしていて、テロなんか絶対起きないと思っているんですよ。でも、仮にテロ集団が稼働原発の中に自爆覚悟で入ってきて、電源を全部遮断した場合、どうなりますか。それを聞きたいんですよ。

○原子力規制庁

テロの対策についてのお尋ねでございますけれども、今言われました具体的な意志を持ったある人物が発電所に強行的に入ろうとした場合、そして、入った後の電源に対しての破壊活動等をした場合どうなのかというお尋ねだと思うんですけれども、まず、原子力発電所の入構等に対しましては、今回、安全の審査についてご説明しましたけれども、物理的な防護を行う。テロに対して、別途、そういった対策をとるということも求めておりまして、簡単に例えば壁を乗り越えたりとか、あるいは壁がないとか、そういった入るための簡単な状態にはなっていないということでございます、まず、ある意志を持った第三者が簡単に入ることができないような対策にはなっております。

○司会

では、次の方、お願いいたします。

では、前の眼鏡をかけた男性の方、お願いいたします。ご夫婦でいらっしゃっているプロ

ジェクターに近い方です。一番真ん中の席にお座りの方、お願いいたします。

あと、お時間が近づいてまいりましたので、あと2つの質問とさせていただきます。

○住民J

水戸市の〇〇といいますけれども、規制委員会は、40年超えの原発は原則的には延長運転は認めないと。非常な例外以外には運転延長は認めないということだったはずなんですけれども、かなりの頻度でそれが認められるようになってきている。例えば、福島原発事故のときに、首相であった菅直人氏は、40年超え原発の20年延長というのは、石油の輸出が止まったような非常時以外には考えていなかったと。ところが、それが、ある時から容易に延長されるようになったと。どうしてなのかということをお尋ねしたいのが一つ。

もう一つは、避難計画がなぜ再稼働の審査の基準に入っていないのか。例えば、米国の規制委員会であれば、この問題はきちんと審査している。しかし、なぜ日本ではそれを審査しないのか。これは非常に重要な問題であって、どこも審査しないということになると、結局、自治体に丸投げになってしまうわけです。この点についても、なぜ審査しないのか。

この2点をお伺いしたいと思います。

○原子力規制庁

2点、延長認可申請についてのご質問と、それから、避難計画の審査についてのお尋ねでございます。

まず、順番が前後しますが、2番目のほうの避難の問題からご説明いたしますと、避難の問題も含めました原子力防災一般の問題につきましても、私ども、今日ご説明しました原子炉等規制法という法律ではなく、原子力災害対策特別措置法という法律に基づきまして、内閣府、あるいは内閣府の施策に基づいて各自治体さんにおきまして避難計画の策定、こういったプロセスを経て計画が策定をされていくというものでございまして、原子炉設置変更許可の審査の対象とは、法律上もそこは分離された形になっているということがご説明でございます。

○原子力規制庁

原子力規制庁の塚部と申します。

運転延長の原則40年というお話がありましたので、そちらについてご回答させていただきます。

規制委員会としては、申請がありましたら、原子炉等規制法に基づいて審査をする義務があるという状態でございますが、実際、今回、40年を超す原子炉というのは結構国内でもあったわけですが、当然、運転延長の前提として、新規制基準に適合するということが求められておきまして、多くの原子炉が、10基以上になるかと思いますが、既に廃炉を決定しているということで、実際、かなりハードルとしては高い状態になっているものと認識しております。

以上です。

○住民J

米国では避難計画は審査しているのに、なぜ日本では審査しないのかということを知っています。

○原子力規制庁

我が国の法制上、避難計画については、地域防災計画の策定ということで、災害対策基本法及び原子力災害特別措置法によって策定されることが決まっております。したがって、今回、我々のほうで原子炉等規制法に基づく審査の中でその避難計画を見るということは所掌にはなってございません。

ただし、もちろん、我々のほうとしましても、地域防災計画をつくる際とかには、意見を申し入れて、意見を伝えるとかというような形で関与はしていくこととなっております。

以上です。

○司会

では、最後の質問とさせていただきます。

では、一番前の男性の方、白いパーカーの形、お願いいたします。

○住民K

意見というか、質問ともどっちでもとれるんですけども、事故が発生したときの市民の安全の確保の仕方を明記するべきだと思います。特に資料の50ページ、51ページなんですけれども、さっき、リスクはゼロではないと言ったんですけども、放水するとかの対策が書いてあるのを見て、なるほどと思ったんですけども、なるほどで終わってしまって、逆に自分がどうやって身を守ればいいのかと思って。

俺の将来の夢は中学校の教諭なんですけれども、これからの社会を担う若者の安全を守るというのが責務だと考えていて、自分自身としては、教師となったときに、もし万が一事故が起きたときに、生徒にどうやって身を守るのかということを教えなければいけないなと思っていて、中学生が被ばくしたら、それは本当に笑えないし、だから、放射性物質の放出を想定しているんだったら、どうやって身を守ることができるのかを考えてほしいなと思います。

○事務局

ただいまのご質問につきましては、事務局のほうからお答えをさせていただきます。

万が一の事故に備えて、どのように県民の皆様が身を守るのかといったところにつきましては、まさに万が一の事故を想定した避難計画、それから、緊急時対応という中で、私どもが今、検討させていただいております、その内容についてしっかりとご説明ができる段階で改めてお示しをさせていただき、また、ご意見等をいただいてもまいりたいと考えてございます。

施設の安全対策という形で原子力規制庁のほうの審査が行われたわけですが、私どもとしては、万々が一、事故があった場合に備えての対策ということの避難計画等の検討を今進めておりますので、そちらのほうでしっかりとお答えをさせていただきたいと考えてございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○司会

それでは、予定のお時間となりましたので、ここでの質問の受け付けは終了とさせていただきます。

たくさんのご意見をいただきましてありがとうございました。

以上をもちまして、東海第二発電所の新規制基準適合性審査等の結果に係る住民説明会を終了させていただきます。

なお、お手元にアンケート用紙をお配りしておりますので、ご協力をお願いいたします。

ご記入いただきましたアンケート用紙は、出口付近の係員にお渡しくださいますようお願いいたします。

○事務局

大変ありがとうございました。

まだまだご質問等はあるかと思えますけれども、この説明会と並行して、私ども、意見募集をさせていただいております。本日の説明会の結果等を踏まえて、率直なご意見、ご質問等でも結構でございますので、ぜひお寄せいただきたいと思っておりますので、ぜひよろしくお願いをいたします。

本日は大変ありがとうございました。